

令和元年7月2日

三次市福祉保健部高齢者福祉課

三次市「市民後見人」の誕生について

三次市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをめざし、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるなかで、平成28年度より新たな後見の担い手として期待される「市民後見人」の養成に取り組んできました。

令和元年6月25日、広島家庭裁判所三次支部において三次市では初となる「市民後見人」を選任する審判がなされました。市民後見人が誕生するのは、県内では福山市に続いて2市目となっています。

- 1 市民後見人として選任される方
三次市江田川之内町 田原 洋子さん 66歳
平成28年度 三次市市民後見人養成講座修了者
- 2 市民後見人が支援する対象者
認知症状のある市内の老人福祉施設で暮らす女性 94歳
- 3 支援する内容
施設入所の手続き等身上監護及び年金等預貯金の管理
- 4 その他
市長による申立て事案であり、社会福祉法人三次市社会福祉協議会と複数後見で支援する。

本件に関するお問い合わせ先



三次市福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係(担当/稲倉・福芳)

電話番号:0824-62-6145 FAX番号:0824-62-6285

E-mail:koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号